

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成19年 2月 5日見直)

法令名	家畜商法
根拠条項	第3条第1項
許認可等の種類	家畜商の免許
法令の定め	家畜商になろうとする者は、その住所地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。
審査基準	法令の定めに尽くされている 〔家畜商法第3条第2項各号のいずれかに該当する者であり、かつ、同法第4条各号のいずれにも該当しない者〕
標準処理期間	総期間 5日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 5日・丹 (総合振興局・振興局)
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産1

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成 年 月 日見直)

法令名	家畜商法
根拠条項	第3条第2項第1号
許認可等の種類	指定講習機関の指定
法令の定め	講習機関の指定を受けようとする者は、毎年、1月末日までに申請書を講習会開催場所を管轄する都道府県知事に提出しなければならない
審査基準	指定講習機関は、原則営利を目的としない法人で、法令の定めるところに従って講習会を適正に開催する能力を備えていること。
標準処理期間	総期間 8日・丹 (注：休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 8日・丹 (農政部生産振興局畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5440)
申請先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産2

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成16年12月 5日見直)

法令名	家畜商法施行令
根拠条項	第1条の4第1項
許認可等の種類	講習会における講習の免除
法令の定め	講習会における講習は、農林水産省令で定める特別な資格(獣医師・人工授精師)を有する者については、その全部又は一部について、講習を免除することができる。
審査基準	法令の定めに尽くされている 〔 受講願書提出時に、講習時間の特例措置適用申請書(獣医師免許証・家畜人工授精師免許証(写)を添付)を併せて提出することにより、免除を認める。 〕
標準処理期間	総期間 1日・丹 (注: 休日は含まない。) 経由機関 日・月 () 協議機関 日・月 () 処分機関 1日・丹 (農政部生産振興局畜産振興課)
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号: 011-204-5440)
申請先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号: 011-204-5440)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号: 011-204-5440)
備考	(公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産3

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成19年 2月 5日見直)

法令名	家畜商法施行令		
根拠条項	第3条第3項		
許認可等の種類	家畜商名簿の登録の変更		
法令の定め	<p>家畜商は、住所、家畜の取引の事業に係る事業所の所在地、氏名並びに家畜の取引に従事する使用人その他の従業者の住所、氏名に変更が生じたときは、登録変更申請書とその登録をした都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>都道府県知事は、本申請書の提出があったときは、これに基づき家畜商名簿を訂正しなければならない。</p>		
審査基準	法令の定めに尽くされている		
標準処理期間	総期間	5 日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	5 日・丹	(総合振興局・振興局)
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課		(電話番号：)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課		(電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)		

畜産4

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成19年 2月 5日見直)

法令名	家畜商法施行令		
根拠条項	第4条の3、第5条		
許認可等の種類	従業者の変更等の場合の家畜商免許証の交付 免許証の書換交付		
法令の定め	家畜商は、新たに家畜の取引の業務に従事する使用人その他の従業者を置き若しくは増置し、又は変更するときは、家畜商免許証の交付を申請することができる。 また、家畜商は家畜商免許証の記載事項に変更を生じたときは、都道府県知事に対し、その書換交付を申請しなければならない。		
審査基準	法令の定めに尽くされている		
標準処理期間	総期間	5日・丹	(注：休日は含まない。)
	経由機関	日・月	()
	協議機関	日・月	()
	処分機関	5日・丹	(総合振興局・振興局)
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)		
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)		
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)		

畜産5

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6 年 9 月 日作成)

(平成 19 年 2 月 5 日見直)

法令名	家畜商法施行令
根拠条項	第6条
許認可等の種類	家畜商免許証の再交付
法令の定め	家畜商は、家畜商免許証を破損し、又は忘失したときは、当該免許を受けた都道府県知事に申請して、家畜商免許証の再交付を受けることができる。
審査基準	法令の定めに尽くされている
標準処理期間	<p>総期間 5 日・丹 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 日・月 ()</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 5 日・丹 (総合振興局・振興局)</p>
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	<p>(公表アドレス：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)</p> <p>審査基準は、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難である。</p> <p style="text-align: right;">畜産 6</p>

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成 6年 9月 日作成)

(平成19年 2月 5日見直)

法令名	家畜商営業保証金規則
根拠条項	第9条
許認可等の種類	公告に係る申し出に対する証明
法令の定め	営業保証金の取りもどしをしようとする者は、営業保証金取りもどし公告期間内に、公告に係る申出書の提出がなかったときはその旨の証明書の交付を、申出書の提出があったときは申し出に係る債権額に関する証明書の交付を都道府県知事に請求することができる。
審査基準	営業保証金取りもどし公告期間内に、公告に係る債権者の申し出がないことを確認する。
標準処理期間	<p>総期間 5日・月 (注：休日は含まない。)</p> <p>経由機関 3日・月 (総合振興局・振興局)</p> <p>協議機関 日・月 ()</p> <p>処分機関 2日・月 (農政部生産振興局畜産振興課)</p>
処分担当課	農政部生産振興局畜産振興課 (電話番号：011-204-5440)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.html)

畜産7